

## ごみステーション委員の役割

### 1) 名簿管理

#### 「平成 30 年度ごみステーション委員及び利用者名簿」

- ・ 昨年度の委員さんが作成しています。ごみステーション委員引継ファイル にあるか確認して下さい。一部を自治会事務所に提出して頂いており、自治会でも管理しています。
- ・ 利用形態は 可燃・不燃 欄の○印 で確認して下さい。  
例えば、可燃専用ステーションでは、可燃にのみ○印が付いていますが、可燃・不燃併用ステーションでは、両方○印、不燃のみ○印の利用者がいます。この場合、不燃のみ利用者は他の可燃ごみ専用ステーションも利用しています。
- ・ 利用者の変更があれば、名簿を修正し、一部を保管、一部を自治会へ提出して下さい。  
自治会へ入会、退会など 自治会に連絡が入った際は、「ごみステーション委員連絡票」で委員さんへ連絡致します。変更手続きと一緒にごみ当番表のメンテナンスをおこなって下さい。  
ごみ当番表の追加、削除を忘れるケースが多いです。
- ・ 来年 2 月頃、次のステーション委員さんを選出して頂き、平成 31 年度の利用者名簿を作成して頂きます。

### 2) ごみ当番の管理・運営 <各ステーション毎に任意>

- ・ 利用者全員が公平に当番が回っているか→半年に一度、当番表をチェックすることが望ましい。
- ・ 可燃・不燃併用ステーションで不燃のみ利用者がある場合は可燃当番表と不燃当番表は分ける方が望ましい

### 3) ごみステーションの管理・運営 <各ステーション毎に任意>

- ・ ステーションの破損等がないか→定期的にチェックし軽度なうちに補修対応して下さい。
- ・ 問題については、ごみ当番や利用者皆さんで解決をはかる。(貼り紙、回覧、アンケート、話し合い等)  
わからないことや解決が長引くようであれば自治会・環境美化部へ相談して下さい。
- ・ 未回収ごみ対応は各ステーション毎ルール化されていますが、出した人が処理するのが大原則で再発防止に努めることが大切です。

例) ★ごみ当番が、ごみ袋に貼り紙をし利用者へ回覧をまわす。回覧後、引き取られていない場合は、ごみステーション委員と一緒に処理をする。 <いつ、だれが、何をするか >

★委員は未回収ごみ発生毎に利用者へ(何がどう間違っていたか)注意喚起ビラを配布。→分別ルールが高まる

★ステーション内の掲示板にごみ袋番地記載の徹底等の貼り紙をする。

★ごみ当番表の備考欄に未回収ごみの内容を記載して周知させる。

#### 「ごみステーションの使用事項と注意点について」配布

- ・ 利用者へごみの分別ルールを再認識して頂くため毎年配布しています。
- ・ 自治会より全戸配布させていただきます。

#### 「ごみステーション破損等の確認について」提出のお願い

- ・ ネットや金具等について破損確認して頂き、「ごみステーション破損等の確認について」に記入の上  
コミセンまで提出して下さい。(4/23(日)まで)  
後日、破損ありと回答のステーションを環境美化部で現地確認し補修・修理の判断をさせていただきます。

#### 補修と修理について

補修…軽度な損傷 切る、結ぶ、締める等、自治会で用意している補修材料で対応できる場合。

\*補修材料(太ロープ・細ロープ・ネット・網針・結束バンド・ビニールテープ・キャップ)

コミセンのロビーにある黒BOX ごみステーション委員会 の引き出しに入っています。

補修材料を使用したら「利用者記録簿」に必要事項記入して下さい。

修理…損傷が大きく業者による修理が必要な場合。出張費、工事費、材料費等高額なコストがかかる。

補修材料、修理費用はけやき自治会費より賄っています。

ごみステーションは利用者皆さんで大事に使用して頂き、破損が軽度なうちに補修対応をお願い致します。